

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄問題等懇談会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): 沖縄問題等懇談会, 議事録, 中間報告 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43773

政府資料

沖縄問題等懇談会第一次調査団訪沖の趣旨

一 沖縄問題等懇談会は、佐藤総理・ジョンソン大統領会談の成果を基礎として、沖縄と本土との一体化の推進と産業、経済の開發に關する施策を検討するために、さきに一体化施策検討委員会を設け、そのほか、施政権返還後の基地の在り方に関する日本政府の方針の策定の参考に資するため別に基地問題研究会を設置した。そして、実状の調査と現地側の意見を聞くために必要に応じて視察団を派遣する方針である。

今次の視察団の目的は、この方針に基き、^①教育関係の施設設備並びに生活保護施設における格差の是正その他社会保障をはじめ、^②諸制度の一体化に関する調査と、^③基地の実状の調査を行うことにある。なお四月には、^④産業、経済開發に關する視察団を派遣する予定である。

二 今次の訪沖は前記の方針に基くものであるが、たまたま日52の

駐留が社会的に大きな波紋を描いている際でもあり、政府からその実状の調査方特別の依頼があつたので、当初から企画していた基地の実状調査との関連において、この問題も併せて調査する予定である。

三 一体化のための施策はきわめて多方面にわたるが、今次の調査団はさしあたり左記事項に關する調査を主眼とする。なお今次の調査は、基本方針を策定するための調査であつて、実施案の作成のためには、あらためて事務当局による調査団が来島する予定である。

(1) 学校の施設設備等教育水準につき、所定の基準を充足するための拡充計画を策定するために必要な事項を調査すること。格差の著しいものについては、三年計画により本土並みの水準まで拡充することを目標とする。

(2) 生活保護等の社会福祉制度については、生活保護法、老人福祉法、児童福祉法等々、本土とほとんど同一内容の立法がなされているが、地元の財力、本土政府の補助額等の關係上、措置費等の支給

金額その他運用面においては大きな格差がある。そこで本土の水準並みにこれを引上げるための調査を行う。

失業保険、医療保険、年金制度等保険組織による社会保障制度については、給付の種類、基準、掛金率等を統一して本土のそれと組織的に連絡する方針の下に、問題点を調査する。

(3) 司法制度については、施設等の返還に備え制度上および人事上の問題点並びに経過措置等を調査する。

四 B 52 の監留問題については、さきに立法院代表その他から陳情があり、またその後の現地の情勢は、各報道機関によつて大きく報道されている。この調査団の派遣は、現地の要請に応える趣意によることはいうまでもないが、この問題に対する対策を考える上からもさらに実状をつまびらかにする必要があるからである。なおこの問題について米軍当局と話し合ひは、基地一般の状況を視察する予定である。

五 調査は、左記の関係者とグループごとに、懇談会形式により意見交換の方法によつて行う。

懇談会形式による意見交換の方法によつて行う。

懇談会予定者	会場	内容
1. 琉球政府幹部	基地	一体化
2. 立法院代表	基地	一体化
3. 高等弁務官、空軍司令官、民政政府幹部	基地	一体化
4. 顧問委員、南道所長	基地	一体化
5. 司法関係幹部	一	一体化
6. 青島顧問代表	基地	一体化
7. 復帰協	基地	一体化
8. 復帰研	基地	一体化
9. 基地周辺の市町村長	基地	一
10. 経済界代表	一	一体化
11. 教育界代表	一	一体化
12. 社会福祉関係代表	一	一体化
13. 市町村長及び市町村議会	一	一体化

金額その他運用面においては大きな格差がある。そこで本土の水準並みにこれを引上げるための調査を行う。

失業保険、医療保険、年金制度等保険組織による社会保障制度については、給付の種類、基準、掛金率等を統一して本土のそれと組織的に連絡する方針の下に、問題点を調査する。

(3) 司法制度については、施設等の返還に備え制度上および人事上の問題点を調査する。

(4) その他一体化の推進上の緊急事項につき、関係者の意見を聴取する。が、あり、またその後の現地の情勢は、各報道機関によつて大きく報道されている。この調査団の派遣は、現地の要請に應える趣意によることはいうまでもないが、この問題に対する対策を考える上からもさらに実状をつまびらかにする必要があるからである。なおこの問題について米軍当局と話し合ひは、基地一般の実状を視察する予定である。

五 調査は、左記の関係者とグループごとに、懇談会形式により意見交換の方法によつて行う。

懇談予定者

懇談予定者	会場	内容
1. 琉球政府幹部	基地	一体化
2. 立法院代表	基地	一体化
3. 高等弁務官、空軍司令官、民政政府幹部	基地	一体化
4. 顧問委員、南支所長	基地	一体化
5. 司法関係幹部	—	一体化
6. 青島嶺代表	基地	一体化
7. 復帰協	基地	一体化
8. 復帰研	基地	一体化
9. 基地周辺の市町村長	基地	—
10. 経済界代表	—	一体化
11. 教育界代表	—	一体化
12. 社会福祉関係代表	—	一体化
13. 市町村長及び市町村議会	—	一体化

昭和四十二年六月

最近における政府の対沖繩施策
並びに現地政情の推移

目次

- 一、最近における政府の対沖繩施策（佐藤総理訪沖以後）
1. 沖繩問題閣僚協議会の設置
 2. 昭和四十一年度沖繩援助費の決定
 3. 第九回日米協議委員会の開催
 4. 渡航手続の簡素化について
 5. 沖繩との間の輸出入手続の改善について
 6. 沖繩問題懇談会の設置
 7. 昭和四十二年度沖繩援助費の決定
 8. 沖繩船舶に日の丸掲揚
 9. 本土と沖繩における失業保険の相互保障の合意
 10. 南方連絡事務所における日本旅券及び本土渡航のための身分証明書の発行
 11. 本土沖繩間電話通話料の料率改定
 12. 日本航空の沖繩先島航路への乗入れ
 13. その他
- 二、沖繩問題等に関する特別委員会の設置

三、最近における現地沖繩政情の推移等（佐藤総理訪沖以後）

十九

1. 立法院議員総選挙
2. 那覇市長選挙
3. 主席任命方法の改正
4. 立法院代表等の本土政府への要請
5. 裁判移送問題
6. 沖繩の違憲訴訟
7. 教公二法案の審議
8. 松岡主席の渡米
9. 山川立法院議長等の本土政府への要請

四、昭和四十二年度沖繩援助予算に関する問題等

二十九

1. 沖繩先島地区テレビジョン放送施設の建設
2. 極超短波（UHF）電話回線の建設計画
3. 琉球大学医学部設置問題懇談会の審議
4. 沖繩産業への日本輸出入銀行資金の活用
5. 沖繩における戦前の郵便貯金等の支払い

五、沖繩経済振興懇談会

三十九

一、最近における政府の対沖繩施策（佐藤総理訪沖以後）

1. 沖繩問題閣僚協議会の設置

佐藤総理訪沖直後、政府は沖繩と本土との一本化を促進し、行政上その他各方面の格差をできる限り速かに解消して沖繩住民が本土住民と同様な福祉を享受できるようにすることこそ本土政府に課された当面の課題であるとの判断のもとに、沖繩施策に関する重要な問題について協議するため、内閣に關係閣僚をもって構成する沖繩問題閣僚協議会を設置し、現在までに三回開催されている。

(一) 第一回（昭和四十年九月一日）

義務教育職員給与費の半額国庫負担及び義務教育教科書の全額無償交付、社会福祉等の充実、先島テレビ施設の建設等、昭和四十一年度における沖繩援助の基本方針を決定した。

また、産業基盤の整備に役立つ長期低利の産業資金の融資の方法等について検討することとした。

(二) 第二回（昭和四十年九月七日）

沖繩に関する法律問題について政府の見解を統一するとともに、今後検討すべき問題のうち市町村自治能力の充実、渡航制限の緩和等の問題について話し合いが行なわれた。

(三) 第三回（昭和四十一年五月九日）

佐藤総理訪沖後の政府の沖縄施策、沖縄の政情等について報告を行なうとともに、沖縄側からとくに要望のつよい先島テレビ局建設および琉球大学医学部の建設の問題、並びに沖縄産業への融資問題および日琉経済懇談会の構想等について検討が行なわれた。

また、第九回日米協議委員会にのぞむ政府の態度について了解がなされた。

2. 昭和四十一年度沖縄援助費の決定

日本政府の対沖縄援助費を決定するための日米協議委員会の経緯は次のとおりである。

- (一) 九月二十日第六回日米協議委員会開催
米側より日本政府に対し総額五七億八九四万余円の援助要請が行なわれた。
- (二) 十月二十日第七回日米協議委員会開催
日本側よりさきに沖縄問題閣僚協議会で決定された方針にもとづいて米側提案を上回る五八億九七万一千円の援助計画案が提示された。
- (三) 十一月二日第八回日米協議委員会開催
前回の日本側提案通り昭和四十一年度日本政府の沖縄援助費を五八億九七万一千円とすることに就いて日米間に合意が成立した。

昭和四十一年度日本政府沖縄援助費の内容は次のとおりである。

(1) 総額

対前年度(二八億六、五六三万円)比三〇・四%

(2) 部門別援助費

○ 農業、漁業関係 一〇億二、四四九万三千円

対前年度(九億二、六三九万七千円)比一一〇・六%

○ 公共事業関係 四億五、三六四万六千円

対前年度(三億八、八三五万円)比二五七・三%

○ 社会福祉、医療関係 一一億七、〇九八万円

対前年度(五億九、五九五六千円)比一九六・五%

○ 教育関係 二九億一、〇二五万八千円

対前年度(四億七、六〇三万七千円)比六二一・四%

○ 技術援助その他 二億四、二五九万四千円

対前年度(一億六、七七三万八千円)比一四四・〇%

(3) 主な新規事業

- 義務教育職員給与費半額負担 (一九億三七万五千円)
- 義務教育教科書無償支給 (一億八、二九二万九千円)
- 義務教育施設整備 (四億五、五三六万八千円)
- 医療保険、公務員退職年金 (二億円)
- 先島テレビジョン放送施設設置 (二億一、七二八万円)
- 琉大医学部設置調査 (八三九万四千円)
- 原爆被爆者対策 (五五九万四千円)
- UHF電話回線作成調査 (一、〇〇二万円)

3. 第九回日米協議委員会の開催

昭和四十年一月の佐藤総理、シヨソソ大統領共同声明にもとづき、沖縄に関する日米協議委員会の機能は拡大され、経済援助以外の問題についても協議できるようになったが、昭和四十一年五月九日開催された第九回日米協議委員会においては次のことき協議が行なわれた。

(一) 沖縄住民に対して日本旅券を発給することおよび本土と沖縄との間の旅行の際の渡航文書を発給する

ことについての権限を日本政府南方連絡事務所に与えること(但し、出入管理の権限は米側の手に留保される)の条件がついている)。

(二) 在外沖縄住民の保護については、日本政府が従来以上の責任を負うべきこと等について合意をみた。

(三) また、沖縄経済発展のための米国民政府、琉球政府合同長期計画並びに琉球政府への権限委譲に関して、米国のとつている措置について米側から説明が行なわれた。

(四) 日本側からは、沖縄産業に対する日本政府の肩代り融資および借款供与についての説明が行なわれた。

(五) 日本側は、沖縄船舶に掲揚すべき旗の問題を提起したが、結論を得られなかった。

4. 渡航手続の簡素化について

沖縄渡航の手続の簡素化については、政府は、従来から機会あるごとに米側と折衝を行ってきたが、昭和四十一年二月一日から三度目の改善措置がとられることとなった。

主な改正点は次のとおりである。

- 入域許可申請書様式の簡素化
- 入域許可証の有効期間の延長並びに入域許可証の効力確認制度の創設
- 日本政府援助計画に基づいて渡沖する政府職員への数次往復入域許可証の発給

5. 沖縄との間の輸出入手続の改善について

1. 輸出承認について

輸出貿易管理令の別表第一の改正によって沖縄を仕向け地とする三二品目について通商産業大臣の輸出承認を不要とした。

沖縄と日本本土との経済関係は年々緊密化の度を加えており、それにつれて沖縄向け輸出手続の内閣待遇については、かねてから強い要請があり、本土側も沖縄との一本化という国民感情的立場からこれに協力すべく準備を進めていたが、重要問題点であった沖縄を経由する第三国への再輸出については琉球政府からも輸出管理体制を整備強化し、第三国向け再輸出について充分な管理を行う旨の了解が得られたので、次のとおり輸出貿易管理令の一部を改正した。

(1) 昭和四十一年九月一日より政令第三〇二号によって別表第一に掲げる貨物のうち戦略物資及び禁輸品以外の貨物、即ち過当競争防止又は国内需給調整を目的として規制していた貨物三二品目については、沖縄を仕向け地として輸出する場合承認を不要とした。

(2) 昭和四十二年三月十五日より政令第二十六号によって双眼鏡の部分品については、沖縄を仕向け地として輸出する場合承認を不要とした。

2. 輸出検査について

沖縄向け輸出に係る輸出検査法に基づく輸出検査については現在特別扱いをしていないが、琉球政府より検査を不要とする希望品目が本土側に出されているので通産省で目下検討中である。

3. 輸入承認について

南西諸島物資と指定された品目については、現在、輸入貿易管理令及び沖縄等の生産に係る物品の関税の減免に関する政令等によって自動承認制及び関税の減免等の特別措置が構想されている。従ってこの南西諸島物資の品目の指定は従来沖縄及び本土の諸事情等を勘案し、逐次指定されてきたのであるが、なお、現在においても追加指定の要請がある品目については関係省庁で検討中である。

6. 沖縄問題懇談会の設置

教育権を中心とする機能別分離返還問題について検討するため総務長官の諮問機関として有識者からなる沖縄問題懇談会が設置され、昭和四十一年九月一日第一回会合を開催以來現在まで十回の会合（うち二回は小委員会）を行なっている。（最近の会合は第二回小委員会を本年三月十七日開催）。同懇談会は沖縄と本土の教育の一体化に関し広い角度から検討を行なっているが近く答申が行なわれる予定である。なお同懇談会のメンバーは次のとおり。

南方同胞援護会会長（元早大総長）

大 浜 信 泉

ニッポン放送社長

鹿 内 信 隆

元法制局長官

林 修 三

前日本輸出入銀行総裁

森 永 貞 一 郎

元最高裁判所長官

横 田 喜 三 郎

時事通信代表取締役

長 谷 川 才 次

元東大総長 茅 誠 司
東大総長 大河内 一 男
日本育英会会長 森 戸 辰 男
日本医師会会長 武 見 太 郎
外務省顧問 朝 海 浩 一 郎

7. 昭和四十二年度沖繩援助費の決定

(1) 決定までの経緯

昭和四十二年度沖繩援助費については、四十一年十月十八日の第十回日米協議委員会において、米側から一〇、三四五、七六一千円の援助を要請する旨の提案がなされ、この米國要請案につき日本側で検討の結果、その一部を修正してこれを受諾することとし、四十二年三月一日の第十二回日米協議委員会において総額一〇、三五三、七六八千円の援助を日本より沖繩に供与することが相互に同意された。

なお、四十二年度予算においては、上記援助額のうち、日本、琉球両政府間の会計年度のズレ等を調整して、日本の昭和四十二会計年度内に援助の供与が実施される八、二一七、五六九千円を計上し、残余の二、一三五、一九九千円は昭和四十三年度予算に計上することとした。

(2) 昭和四十二年度沖繩援助費の特色

ア 日本援助が飛躍的に増大した(四十年度二、八六五百万円、四十一年度五、八〇〇百万円)一方、米國のプライス法改正による援助額の増額(四、三二〇百万円(一、二〇〇万ドル)を九、〇〇〇百

万円(二、五〇〇万ドル)に増額改定要求中)が未だ決定しない状況にあるので、現時点においては、日本の援助額が米國援助額を上廻ることとなり、日本援助費の琉球政府財政の中に占める比重が高まること。

イ 援助額が飛躍的に増大したほか、その内容についても、社会福祉、公務員退職年金、資金運用部資金等に対する重点的な援助を行なうこととしたほか、各種財政資金援助を増額する等質的充実をはかったこと。

ウ 従って、琉球政府の行政自体について資金援助する分については、援助は四十二年七月(四十二年六月)の琉球政府の行政に即して策定されることとなり、これに関する日本の援助予算計上方法としては、日本の会計年度にあわせて、四十二、四十三両年度に区分計上されることになったこと。

(3) 昭和四十二年度沖繩援助費の概要

ア 技術援助関係の援助は、沖繩における民生福祉、産業開発に関する技術向上及び行政能力の充実強化を図るため、従前に引き続き援助を行なうものであるが、来年度は前年度より専門家の派遣、研修生の受入人員を増加し、その充実を図っている。

イ 社会福祉及び医療関係については、新規に「老令福祉年金制度」の発足に伴う年金給付に要する経費の援助を行なうこととした。これにより、昭和四十二年七月から沖繩においても七〇才以上の高令者は、本土とほとんど同内容の老令福祉年金を受給できることとなる。

また、児童福祉対策としては、琉球政府の「児童保護措置費」に対し、本年度新規に八〇%の援助

を行なうこととし、琉球政府による児童措置対象人員が大巾に増加されるよう措置するものとした。また、「特殊疾患児童」を本土において治療するために要する経費を計上した。

「生活保護」については、援助率を従来の二〇%から八〇%に引き上げた。これにより、生活保護の援助費は、一挙に昨年の四倍に増額された。

社会保険については、「公務員退職年金」及び「医療保険」の両制度が昨年度発足したばかりであるので両制度の財政基盤の充実を図るための援助を行なうこととした。

医療関係の援助としては、「医師、歯科医師の派遣」を昨年度とほぼ同規模とし、「結核患者の本土収容治療」は人員を一五〇人増加し九〇〇人とし、新たに「結核検診班」を派遣し、検診の強化を行なうこととしている。

その他、「精神衛生」、「原爆被爆者対策」、「清掃施設建設」等を継続して援助することとしている。

ウ 産業開発、国土保全等の公共事業は、従来より継続して緊急にしかつ経済効果の高い事業について援助することとし、その総額は一、一九〇百万円余と昨年度の一四四%と大巾に増額した。

エ 教育関係の援助は、昨年度に引き続き重点的に実施することとした。

「教職員給与」は、四十一年度に引き続き実施することとしている。

「教科書無償給与」は、前年度同様に小学校・中学校の全学年分を援助の対象とし、「学校施設」、「学校備品」はこれらの整備改善に要する経費を昨年度とほぼ同額とした。また、「教員、青年婦人

の内地研修」、「教育指導委員、大学教授等の沖縄への派遣」及び「体育関係全国大会参加」等も前年度とおおむね同じ人員を援助の対象とした。

「国費学生の招致」は、給与単価の引き上げ、対象人員の増を、「育英奨学事業」は対象人員の増を行ない、昨年度より充実に図っている。

新規事業として、「教育研修センター」の建設を援助することとしている。これは、沖縄教員の資質の向上及び教育方法の総合研究の充実に図るための施設である。

オ その他の部門においては、

先ず、「農漁業融通資金」、「中小企業融通資金」の源資について前年度と同額を援助し、「先島テレビ放送施設」は本年末に放送開始ができるよう第二次分として約五億円を計上した。さらに、本年度新規に「水産資源調査」、「海岸無線局整備」、「移住振興」、「臨時糖業振興資金助成」、「極超短波回線建設」、「裁判所庁舎建設」、「資金運用部資金」、「沖縄青少年浜松会館建設」の援助を行なうこととした。

「水産資源調査」は水産資源調査のための「深海調査船」の母船経費について援助することとし、「海岸無線局建設」は那覇にある海岸無線局が老朽であるので、これが改築整備のための援助である。

「移住振興費」は沖縄における移住事業の振興のための援助であり、「臨時糖業振興助成費」三〇〇百万円は、一九六六―六七年産沖縄産糖の糖価安定事業団の買入価格決定に伴い、沖縄糖業の振興

のための臨時的な措置を構じようとするものである。

「極超短波回線建設」は、沖縄本島・先島間及び宮古・八重山間の電話・電信回線の改善のため、来年度から二ヶ年計画で、対流圏散乱波による見通し外通信方式による回線を総額六四〇百万円余で建設することとしている。

「裁判所庁舎建設」については、その主体構造部の建設費に対し、二億円を援助する予定で今回は一億円を援助することとした。

「資金運用部資金」については、昨年八月制定された資金運用部資金法に基き、同年十二月から資金運用が開始されている。その源資の充実を図るため、昭和四十三年度に三億円を援助する予定である。

「青少年浜松会館建設」は、本土に就職している中学・高校を卒業して間もない青少年の福利厚生施設の建設を援助するものである。

カ 南方同胞援護会を通じる援助費は、「学用品贈与」、「母子福祉事業」等前年度に引き続き、ほぼ前年並の援助を計上したほか、新規に「プール建設」、「子供の国建設」、「学生文化センター建設」を援助することとしている。

キ 災害復旧関係の援助費は、一、〇五〇百万円となっている。これは、昨年九月の第二宮古島台風により、宮古島及び石垣島が甚大な被害を受けたので、その災害復旧対策費を援助するもので、「民間住宅建設融通資金（約一、〇〇〇戸分）」、「農林漁業融通資金」、「中小企業融通資金」、「学校

施設の建設」、「護岸施設の建設」、「港湾施設の建設」、「公営住宅の建設」を含んでいる。

なお、「民間住宅建設融通資金」については、昭和四十一年度予算の補正第一号をもって、昭和四十一年度中に三六〇百万円（約六六六戸分）を追加援助した。

8. 沖縄船舶に日の丸掲揚

昭和四十一年五月九日の第九回日米協議委員会において日本側より米国民政府に対し、沖縄船舶旗のデザインを変更して日章旗とその上に沖縄を示すならかの標識を併掲したものとすよう要請したのに対し本年三月一日の第十二回日米協議委員会において米側より新しい船舶旗を制定する用意がある旨の表明があり、日米両者の合意をみた。新船舶旗は日本国旗と同一の旗及びその上に掲げられる白地に赤くローマ字及び漢字で「琉球」と書かれた細長い三角形の旗で構成されることとなっている。

なお、この新船舶旗は本年七月一日から実施される。

9. 本土と沖縄における失業保険の相互保障について

本土で失業保険の受給資格を得た者が沖縄に帰郷し失業している場合、また沖縄において失業保険の受給資格を得た者が、本土に渡航後失業している者に対し、失業保険給付に相当する給付を実施することについては関係各方面より政府に対し要請もあり、検討していたところであるが、労働省は本年一月沖縄において琉球政府および米国民政府と本件について意見の調整を行ない、これが実施計画の大綱について合意を得て覚書（案）も既に作成しておるので、関係法律が国会および琉球政府立法院において成立後直ちに覚書の署名をなし、本年七月一日から実施する予定である。

(参考)

一、沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案要綱(五五回国会提案中)

(1) 本土において失業保険の受給資格を得て沖繩に帰郷した者に対しその失業期間中その者がその受給資格に基いて本土において受けることができるものと同内容の給付を琉球政府が給付する場合はその所要経費を本土政府が負担するものとする。

(2) 沖繩において失業保険の受給資格を得て本土に來住する者に対し失業期間中その者が受給資格に基いて沖繩地域において受けることができると同内容の給付を本土政府が給付するものとしその所要費用は琉球政府からの受入れ金をもって賄なうこととする。

二、対象見込人員数等

(1) 本土法相当給付の場合

沖繩地域においてこの適用を受ける者は、月平均二〇〇人平年度において約二、四〇〇人と推定され、所要経費等は次表のとおりである。

初回受給者	月平均二〇〇人	九ヶ月分一、八〇〇人
受給者実人員	〃 八八〇人	〃 七、九二〇人
給付月額額	〃 一七〇一八円	九ヶ月分 一四〇、〇〇〇千円
給付総額		〃 九、一七〇千円
所要事務費		

(2) 沖繩法相当給付の場合

本土においてこの適用を受ける者は平年度において月平均五〇人平年度において約六〇〇人と推定され、所要経費等は次表のとおりである。

初回受給者	月平均 五〇人	九ヶ月分 四五〇人
受給者実人員	〃 二〇五人	〃 一、八四五人
給付月額額	〃 一六九〇六円	九ヶ月分 三三、〇〇〇千円
給付総額		〃 一、三三七千円
所要事務費		

10. 南方連絡事務所における日本旅券及び本土渡航のための身分証明書の発行

昭和四十一年五月九日の第九回日米協議委員会において沖繩出入域管理の権限は米側に残されとの了解の下に、沖繩住民に対する日本旅券及び沖繩と本土との間の旅行のための身分証明書の発給権限を沖繩における日本政府の代表機関(南方連絡事務所)に与える旨の合意が行なわれたが、この合意を実施するため旅券の発行については、「旅券法の特例に関する法律案」を現在第五十五国会に提案中であり、また身分証明書の発行については現行の身分証明書に関する政令の一部改正を準備中である。「旅券法の特例に関する法律案」は今国会において議決される予定であるが、同法律の施行と同時に身分証明書関係政令も施行の予定である。なお、この事務の実施に伴ない昭和四十二年において南方連絡事務所職員を二十名増員するとともに所要の予算措置を構じている。

11. 日琉間電話通話料等の料率改定について

日本電電公社はかねてより日琉間の通話料等の料率改定について琉球電々公社と協議を行なっていたが去る四月に両者間の合意に達し、両電電公社総裁間で、四月二十六日に協定の調印が行なわれた。協定の主な内容は、現行の通話料等を平均十二%引下げるもので、五月一日から実施されている。今回の改正により主要対地の料金は別表のとおりとなった。

(別表)

国際通話に関する料金改正対照表

主な区間例	現行料金(三分間)	改訂料金(三分間)	値下げ額	値下げ率
東京—那覇	一、二〇〇円	一、〇五〇円	一五〇円	一二、五%
大阪— "	一、一四〇円	九九〇円	一五〇円	一三、二%
広島— "	一、〇八〇円	九三〇円	一五〇円	一三、九%
福岡— "	一、〇二〇円	八七〇円	一五〇円	一四、七%
鹿児島— "	九一八円	八一〇円	一〇八円	一一、八%

12. 日本航空の沖縄離島・先島路線への乗入れ

日本航空が昨年六月頃から要望を出していた沖縄本島と先島、離島との間を結ぶ路線への乗入れが、沖縄現地資本との共同出資による合併会社の設立という形で、本年三月三十一日付けを以て米国民政府から認められた。

日本航空が乗入れを希望していたこの路線には従来エア・アメリカが定期便を就航させていたのであったが、その契約期間の満了に伴い、日本航空、アロハ航空、エア・アメリカがこの路線への参加希望を表明し、米国民政府の承認を得るため申請していた。政府としても日本航空の先島乗入が実現するよう協力してきたところであるが、沖縄列島内を我國の航空機が定期的に通航するようになることは、本土と沖縄との一体感を強化する措置として歓迎されている。

三月三十一日以後日本航空と沖縄現地資本側の発起人との間で、合併航空会社の設立についての話し合いが続けられ、五月十六日に意見の一致がなり、翌十七日那覇市で契約書が調印された。

その契約書によると、会社名は南西航空株式会社と決定され、資本金四十二万ドルのうち日本航空が五十一%、現地資本側で四十九%をそれぞれ出資することとなった。

来る七月一日を期して旅客輸送を始める予定で、目下その準備中である。

13. その他

(イ) 沖縄女子学徒隊戦没者に対する叙勲

沖縄に本籍を有する戦没者に対する叙位及び叙勲は、昭和四十年三月米側の了解を得て開始され、本

年五月末までの発令済者は約九、三〇〇人であるが、本年三月には初めて女子学徒隊戦没者八十八名に
対する叙勲が行なわれた。現在まで一六一名に対し発令済みであるが、今後も引きつづき他の戦没者と
共に実施される予定である。

(参考)

女子学徒隊員所属学校名及び通称

(学 校 名)	(通 称)
沖繩師範女子部 (六十四名)	ひめゆり部隊
県立第一高等女学校 (五十一名)	白梅部隊
県立第二高等女学校 (十八名)	瑞泉部隊
県立第三高等女学校	
県立首里高等女学校 (二十八名)	
私立積徳高等女学校	
私立昭和高等女学校	

() 五月末現在発令数。

(四) 大浜南方同胞援護会長の渡米

南方同胞援護会では、米国政府、議会および民間各界の要路の人たちに沖繩の諸問題を訴えるため、
大浜信泉会長末次一郎評議員の両氏を米国へ派遣した。両氏は去る三月二十一日出発約二ヶ月の日程を
終えて五月二十二日帰国した。

滞米中、リーサー米陸軍長官、ロストウ國務次官、マクノートン国防次官補、ロストウ大統領特別補
佐官、マコトミック下院議長、ラインシャワー前駐日米大使など政界、学界ならびに民間の有識者と懇談
し、多大の収穫を納めて来た。

二、沖繩問題等に関する特別委員会の設置

昭和四十二年二月十七日第五回国会において衆参両院は沖繩その他固有領土に関する対策樹立に資する
ため、衆参両院とも委員二十五名よりなる特別委員会を設置することとし、現在国民の最も関心の深い問題
の一つである沖繩等に関する諸問題について、同特別委員会において審議を行なうこととなり、以後原則と
して衆参両院週一回(衆院火曜日、参院金曜日)の開催を行なっている。五月末までに審議された主な問題
点を見ると沖繩の施政権返還、自治の拡大沖繩援助費の問題、防衛問題、日米協議委員の問題、沖繩船舶旗
問題、沖繩船舶及び在外沖繩住民の保護権の問題、米軍人・軍属による犯罪問題、沖繩渡航問題等広汎に亘
る問題が審議されている。

三、最近における現地沖繩政情の推移

1. 立法院議員総選挙

第七回立法院議員総選挙は昭和四十年十一月十四日に実施され、投票率八三・二二%を示した。
選挙結果は次表下欄のとおりである。

立法院議員総選挙結果調（第五回～第七回）

党派別	選挙別		
	第五回 (一九六〇・十一・十三)	第六回 (一九六二・十一・十二)	第七回 (一九六五・十一・十四)
民主 第五、第六回は 自民党	二二	一八	一八
社大 社大党	五	七	八
社会 社会党		一	二
人民 人民党	一	一	一
無所 無所属	一	二	三
計	二九	二九	三二 (定数改正により三名増)

注・(1) 昭和四十一年八月二十一日に実施された第三区補欠選挙結果を含む。

(2) 昭和四十一年十二月二十七日浜瑞春栄議員（無所属）は民主党に入党した。

(3) 昭和四十一年十二月一日、米国民政府裁判所は砂川旨誠議員（民主党）の当選無効判決を下した。これに基づき、中央選管は十二月七日友利隆彪議員（社大党）の当選を告示した。

2. 那覇市長選挙

立法院議員選挙に引き続き昭和四十年十二月十九日那覇市長選挙が行なわれ、現市長西銘順治候補が野党連合の推す平良良松候補を破り、同市としては、はじめて二期連続当選した。

なお、投票率は七九・八二%であった。

選挙結果

西銘 順治 五四、二七七票
平良 良松 五一、五二六票

3. 主席任命方法の改正

琉球政府行政主席の公選は長年にわたる沖縄住民の強い要望であった。特に、昭和四十年十一月沖縄においては、立法院議員選挙をひかえて、従来の主席選任方法に対する批判が一段と強まり、この機会に琉球政府行政主席の公選を実現しようとする動きが活発となった。そしてこれは単に沖縄現地においてのみならず本土からも深い関心がよせられた。

このような主席公選の要請に対し、かねて米側においても行政主席選任方法の改訂について検討中であったが、昭和四十年十二月二十日大統領行政命令第一〇七一三号「琉球列島の管理に関する行政命令」を改正し、従来、琉球政府行政主席は、「立法院が行ない、かつ、高等弁務官が受諾し得る指名に基づいて高等弁務官が任命する」ことになっていたのを今後は「立法院の全議員の過半数によって選挙される」ことに改めるに至った。

大統領行政命令改正に際してのジョンソン大統領の声明は次のとおりである。

「私は本日、沖縄本島及びその他の琉球諸島の施政を規定する改正行政命令第一〇七一三号の一部改正に署名した。この新改正は、従来米国高等弁務官によって任命された琉球行政主席を今後は琉球政府の立法府によって選出することを規定している。

今回の改正は琉球住民をしてその民主的に選んだ代表を通じて、日本と極東の安全を保持する琉球の基地の効果をそこなうことなく、自治を拡大させるという米国の継続的政策が一步前進したことである。私はこの改正を今発表出来ることを喜ぶものである。というのは、これによって次期行政主席が琉球住民の代表達によって直接に選挙出来るようになるからである。」

4. 立法院代表等の本土政府への要請

立法院の決議に基づき、同院を代表する立法院議員垣花惠昌外三名は昭和四十一年三月六日東京、政府国会、各政党等に対し、次の点について要請を行なった。

(一) 沖縄住民に国政参加の道をひらくこと。

(二) 国会に沖縄問題対策特別委員会を設置すること。

(三) 戦前における郵便貯金、年金及び簡易保険等を早期に支払うこと。

なお三月十六日、改正された大統領行政命令に基づき立法院において第一回の主席選挙が行なわれ、前主席松岡政保氏が当選した。(松岡政保十九票、：野党議員十三名退場)

松岡主席は、昭和四十一年四月五日上京し、政府関係機関等に就任の挨拶を行なうとともに、琉球政府の自治の拡大、戦前の沖縄住民の郵便貯金の早期支払、琉大の医学部設置等の当面の諸問題について要請を行なった。

5. 裁判移送問題

(1) 一九六五年一月一四日に行なわれた立法院議員総選挙において、第二九選挙区(宮古地区)から立候補し当選した友利隆彪候補に対し、琉球政府中央選挙管理委員会は同候補が一九五二年の米政府布令第六八号「琉球政府章典」第二二条の規定(「何人も重罪に処せられ：た者でその特赦を受けない者は、立法院議員の被選挙権を有しない」)により、無資格の候補者であることを理由として当選無効の決定を下した。これに対し、友利候補は中央選挙を相手どって提訴し、一九六六年二月二三日中央巡回裁判所は友利隆彪勝訴、中央選挙敗訴の判決を下した。この中央巡裁の判決を不服とした中央選挙は二月二五日、琉球上訴裁判所に上告した。

(2) 一方琉球漁業株式会社は、沖縄へ輸入されるサンマに対する課税に関し、米民政府の布令である物品税法の効力を争い、琉球政府を相手どって、一九六五年二月二六日に、中央巡裁に訴を提起した。

同裁判所は一九六五年一〇月七日に、琉球漁業株式会社に対する課税は、大統領行政命令第一二節のデュー・プロセス(正当手続)条項に違背するとして、琉球政府に敗訴を言渡した。そこで、この判決を不服とした琉球政府は、一九六五年一月九日琉球上訴裁判所に上告した。

(3) 右両事件につき、一九六六年六月七日米国民政府は、事件を米国民政府に移送するようにとのいわゆ

る移送命令を發し、これに基づき一九六六年六月一六日琉球上訴裁は事件を米国民政府裁判所に移送した。

(4) 米国民政府裁判所は、一九六六年二月一日に友利事件につき友利隆彪の勝訴を言渡し、琉球政府が上訴審裁判所に上訴しなかつたので、これにより判決は確定し、中央選管は同年二月七日に友利隆彪の当選を告示した。

一方、「サンマ課税事件」については、琉球政府勝訴の判決が言い渡されたが、敗訴した琉球漁業株式会社は、この判決を不服とし本年一月三日米国民政府上訴審裁判所に上告した。同裁判所において審理が行なわれたということは現在までのところ聞いていない。

(5) 友利勝訴判決に関連して、米国民政府は一九六六年二月七日布令を發し、問題となつた米国民政府布令第六八号「琉球政府章典」第二二条後段の規定（立法院議員被選挙権の欠格条項）を削除した。なお、この問題を契機として沖繩における司法制度全般の改善について検討が行なわれ、現在立法院議會に対し裁判所法関係の勧告案が提出されている。

6. 沖繩の違憲訴訟について

昨年九月沖繩在住の住民が原告となつて、日本政府を相手どり

(1) 現地において米国民政府から本土への渡航を拒否されたことにもとづく損害賠償の請求及び
(2) 原爆被爆者の医療等に関する法律に基づく医療費請求の訴訟
が東京地方裁判所に提起され、すでに八回にわたつて弁論が行なわれている。

(1) 渡航拒否にもとづく損害賠償事件

原告三名から、それぞれ(1)本土で開かれた革新系団体主催の大会への参加のため(2)大学進学のため及び(3)就職の目的をもつて日本本土渡航に必要な日本渡航証明書の発給申請を琉球列島高等弁務官に対して行なつたところ同弁務官は右証明書の発行を拒否した。原告らの主張は(1)米側の右措置は日本国憲法が保障する移転の自由を侵害するものである。(2)沖繩県民に日本国憲法上の諸権利を享受せしめることは日本政府の責任であり、従つて国は賠償の義務を負うべきであるというものである。

(2) 原爆医療費請求事件

原告五人は、いづれも広島又は長崎において被爆した者であるが、原告が沖繩現地の医療機関において治療のため支払つた費用を「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」に基づき、要求するというものである。原告の主張によれば、日本国民は法の下に平等であり、差別されることが許されない以上、沖繩に居住する被爆者も本土被爆者と同様の補償を受ける権利があり、原爆医療法が適用されることは言うまでもない。従つて国は医療費を支給すべき義務があるというものである。

右両訴訟において原告は、平和条約第三条は日本国憲法、国連憲章及びボツダム宣言に違反し、国際法上も国内法上も無効であると主張し、政府の見解とは異なつてゐる。

7. 教公二法案の審議

昨年末、琉球政府は立法院に対し、地方教育区公務員法案及び教育公務員特例法案（いわゆる教公二法案）の立法勧告を行なつた。教公二法案については(1)政治活動の制限、(2)争議行為の禁止、(3)勤務成績の

評定の規定が含まれていることについて、教職員会を中心として、野党側も、これに反対し同二法の立法化に反対した。

去る一月二五日文教社会委員会において与党側は同二法案について、修正案を提出した。その内容は、
(1) 地方教育区公務員法案並びに教育公務員特例法案の勤務成績の評定に関する条項を削除するともに、
(2) 地方教育区の公務員の政治的行為について原案においてはその所属する当該地方教育区外においては条件付で許可されるものとしていたのを、教育公務員特例法案中に教員の政治活動を全面的に制限する規定をおこうとするものであったが、この修正案を与党が強行採決したことから、沖縄において大きな政治問題化した。

このため、二月一日開会予定の立法院定例議会は、教公二法阻共斗会議の代表二万人が与党議員の登院を阻止したため流会し、二月三日初の定例議会は与党議員だけの出席（野党議員は全員欠席）で開かれ、この中でアンガー高等弁務官は警官隊護衛のもとに登院、メッセージを朗読する事態が生じた。

議長は事態收拾に乗り出したが与野党の意見が対立し、議長のあつせんは不調に終わった。その後二月四日与野党の意見対立のうちに同二法案は本会議に上程が予定されていたが、沖縄教職員会を中心とする阻止団（約二万人）による大規模なデモのため本会議開会が困難となつたので、議長は当日の本会議を流会とした。

本会議流会後、立法院議長と与野党各派議員、共斗会議代表間で折衝が行なわれた結果、教公二法案についての協定書が与野党間で交わされ、立法院議長、与野党の代表がそれぞれ署名した。協定書の内容は、

(1) 現在発議された教公二法案は五月三十一日まで棚上げする。(2) 六月になつたら政府参考案を中心に与野党が調整して新たな発議案の作成に努力する。(3) 調整ができないときは、現在の発議案を廃案にすると言ふものである。

その後の経過は与党民主党内において軟禁状態で強引に押しつけられた協定書であり無効であるとの主張があり、これに対し、教公二法の実質的廃案を主張し、その確約を求める野党側の態度とが併行している実状である。

教公二法案の審議をめぐって空転を続けていた立法院は、数度にわたる各派交渉会等の折衝を続けた結果、五月九日に至り、教公二法問題には結末をつけることなく、予算案その他重要法案の審議をはじめることとして、正常化した。

8. 松岡主席の渡米

琉球政府松岡行政主席は、本年三月二六日東京を発つて米国に向いワシントンに約十日滞在し、米国大統領並びに米国政府及び上下両院の各要路等に対し、施政権の返還、日本国政への参加、主席公選、自治権拡大経済援助拡大等について要請を行なつた。このうち特に米国の対沖縄援助の限度額の引上げ即ち、ブライス法の援助限度額を現行の一、二〇〇万ドルから二、五〇〇万ドルに引き上げることについては、目下米国議会において審議されている。

9. 山川立法院議長等の本土政府への要請

琉球政府立法院議長 山川泰邦氏及び同議員安里積千代の両氏は、五月三十一日上京し、立法院代表の資

格で去る四月二八日及び五月二六日立法院で決議された、(1) 施政権返還 (2) 国政参加 (3) 沖繩船舶の保護の決議について、佐藤総理、衆参両院議長等に対し要請を行なった。上京中の両氏は六月五日衆参両院の沖繩問題等に関する特別委員会に参考人として出席し、上記決議を中心とした意見を陳述した。

四、昭和四十二年度沖繩援助予算に関する問題等

1 沖繩先島地区テレビジョン放送施設の建設

(1) 経緯

先島群島のテレビジョン放送局の置局については、かねてから先島十二万住民はもとより琉球政府の強い要望であり昭和三十九年九月沖繩本島において本土のテレビジョン放送の中継が可能となるに及んで一層強くなった。

日本政府は、これらの要請にこたえ昭和四十一年度及び昭和四十二年度の二ヶ年計画で先島地域におけるテレビジョン放送に必要な設備を設置し、完成后琉球政府に譲与することとした。

(2) 置局計画

先島地区のほぼ全域においてテレビジョン放送が可能になるようにするため、親局を宮古島平良市二重越（演奏所、送信所）及び石垣島石垣市（演奏所は登野城、送信所はバナナ岳）に、無人中継局を石垣島前岳、西表島租納岳及び与那国島久良部岳にそれぞれ建設し、主としてフィルム及びテープによって放送を行なうものである。

(3) テレビジョン放送設備の所要経費及び実施主体

この建設は二ヶ年計画で、これに要する工事費七〇八、五四〇千円（昭和四十一年度二一五、六二七千円、昭和四十二年四五二、九六三千円）、事務費四六、一七二千円、合計七一四、七六二千円である。

この建設整備の事業は郵政省が担当し、大臣官房の「沖縄先島地区テレビジョン放送施設建設室」が中心となっている。

なお予算はすべて郵政省に移し替えられている。

(4) 完成時期

昭和四十一年度から建設工事に着手し、現在建設工事実施中であるが本年十二月までには本放送の開始が可能となる見込である。

(5) 宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョンに必要な設備の譲与に関する法律案について

上記法案を才五十五国会に提案中であるが、その法案の内容は次のとおりである。

政府は、琉球政府に対し、宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備であつて昭和四十一年度及び昭和四十二年度の一般合算予算に基づきこれらの地域に設置するものを譲与することができることとし、法律は公布の日から施行するものとする。

2 極超短波(U、H、F)電話回線の建設計画について

(1) 経緯

昭和三十八年に日、琉マイクロ回線が開通し、本土、沖縄間の電話回線は飛躍的に整備改善された。

しかし、沖縄本島と先島間の電話回線は回線数が少なく時間がかかるうえ短波であるので雑音、混信等が生じ極めて不便なため、沖縄本島、先島間にU、H、Fによる電話回線の設置が強く要請された。そこで、政府は、昭和四十一年度に一〇、〇二〇千円の予算をもって沖縄本島、先島間のUHF電話回

線に関し置局選定調査、電波伝搬試験を行ない、この調査結果に基づき昭和四十二年、四十三年の二ヶ年計画でUHF回線を建設することとなった。

(2) 経費

全額国庫債務負担行為とし、昭和四十二年度一二七、四六三千元、四十三年度五一三、一二九千元、合計六四〇、五九二千元である。

(3) 建設計画

この建設は、日本電信電話公社に委託することとなるが、計画としては、二、〇〇〇メガサイクル帯の電波を利用し、対流圏散乱波による見通し外通信方式によって電話回線を設置するよう計画している。

3 琉球大学医学部設置問題懇談会の審議経過について

佐藤総理が去る昭和四十年訪沖の折、沖縄住民の保健、衛生の向上を促進する最も効果的な方策として医学関係の教育、研究の場を設けることに積極的な意欲を示されたが、総理府はこれに基づき才三回沖縄問題閣僚協議会の了承を得て、昭和四十一年六月沖縄の医師を始めとする医療従事者の養成並びにこれに伴う後教育、研究施設の整備について検討を行なうため総理府総務長官の諮問機関として琉球大学医学部設置問題懇談会(別記)を設置した。

1 懇談会は去る四月二十六日まで十回に亘る会合を重ねた結果

琉球政府立中部病院を医事実地修練の教育病院とすること、昭和四十二年四月から開始する修練生の

教育について協力すること。

- 2 琉球大学に保健学部を設置して昭和四十三年度に開講すること。
- 3 昭和四十三年度より琉球政府立那覇病院を改築して琉球大学保健学部実習病院としての機能と医師後教育及び地域中心病院としての諸機能をこれに整備すること。
- 4 公衆衛生の施設を強化するため検討を行なうこと。
等を決定し、現地米琉側に示して了解をとりつけその具体化を図ることとして、最近における進捗状況はつぎのとおりである。

1) 才九回懇談会（三月二十二日）において、保健学部の諸問題に関し調査、審議を行なうため小委員会を設置することとし、その後同小委員会は、現在まで四回開催されている。
（小委員会委員は別記2のとおり）

2) 才十回懇談会（四月二十六日）では、保健学部の構想を決定しまた小委員会にカリキュラム専門部会と施設整備専門部会を置くことを定め、更にその後各専門部会は鋭意検討中である。
（専門部会委員は別記3のとおり）

3) 琉球政府立中部病院における医事実地修練は、四十二年三月九日厚生省の承認を得て四月十日からインターン八名の参加により教育を開始した。
この教育は、日米が協力して実施することとなっており米国人アドバイザーのほか、政府あっ旋による日本人アドバイザーも参加している。

別記

1 琉球大学医学部設置問題懇談会名簿

委員

（学識経験者）

日本医師会々長

武見太郎

九州大学長

遠城寺宗徳

東京大学医学部長

元東京都衛生局長

小林彰

（政府関係者）

総理府特別地域連絡局長

山野幸吉

文部省大学学術局長

天城勲

厚生省医務局長

若松栄一

座長 総理府総務長官

2. 琉球大学医学部設置問題懇談会小委員会名簿

(1) 委員 若干名

武見太郎 日本医師会長
小林彰 前東京都衛生局長
熊谷洋 日本医師会副会長
勝沼晴雄 東京大学医学部教授
塚原国雄 元
外山敏夫 慶応大学医学部教授
倉田正一

(2) 専門委員 若干名

総理府特別地域連絡局援助業務課長
文部省大学学術局大学院課長
厚生省医務局医事課長

(3) 沖縄からの参加

沖縄側の意見、実態を反映させるため、小委員会に沖縄側学識経験者その他の参加を要請すること。

3. 「カリキュラム作成」及び「施設整備」に関する専門部会

(1) カリキュラム作成専門部会

部長 小委員会委員 塚原国雄

“ “ “ 小林彰

“ “ “ 勝沼晴雄

“ “ “ 外山敏夫

(2) 施設整備専門部会

部長 小委員会委員 倉田正一

“ “ “ 小林彰

専門委員 辺野喜正夫 (東京都立衛生研究所長)

“ “ “ 柳沢忠 (名古屋大学工学部助教授)

“ “ “ 山元昌之 (元名古屋大学医学部附属病院事務長)

“ “ “ 鈴木淳 (厚生省病院管理研究所員)

4. 沖縄産業界への日本輸出入銀行資金の活用について

沖縄産業界に対する日本輸出入銀行資金の活用については昨年五月、総理府、日本輸出入銀行の間において、次のように了解された。

イ 総理府ならびに日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の融資によって、沖縄の基幹産業である製糖業、パイナップル加工業、畜産加工業、水産業等の設備の新設もしくは増強を援助し、沖縄経済の自立、発展についての寄与をはかるものとする。

ロ 日本輸出入銀行は、本土業者の沖繩業者に対する上掲業種に該当する延払輸出につき、総理府より当該案件が沖繩援助の目的に資するものか否かの意見を徴する。

ハ 日本輸出入銀行は、沖繩援助の目的に資する延払輸出について、本土業者に対し融資を行なうときは、一般の輸出の場合と同様の条件を適用する。

ニ 日本輸出入銀行は、本土業者の沖繩業者に対する技術の提供ならびに投融資についても延払輸出の場合に準じた取扱いを行なう。

なお、最近に至り、沖繩の金融事情を反映した現地側の強い要請もあって、沖繩向け輸銀資金の条件緩和、特に延払期間、頭金の割合等を、沖繩の経済基盤の弱さ及び同種設備投資に対する本土の制度金融の貸付期間を勘案して、一般の輸出の場合よりも緩和することの必要性について、総理府、通産省、輸銀の間で検討中である。

5. 沖繩における戦前の郵便貯金等の支払い

沖繩における戦前の郵便貯金及び簡易保険等については、昭和二十年に発布された米海軍軍政府布告により、その支払が禁止されていたが、昭和二十八年十二月二十五日奄美群島が本土に復帰した際日米間に締結された協定第三條第三項の規定により沖繩住民のもっている郵便貯金等の支払いは、奄美群島に関する日米間の債権債務の決済を行なう際考慮に入れられることとなり、その後日米間で折衝の結果、昭和三十一年五月郵政省が直接沖繩の預金者等に支払うことにつき日米間に合意が成立した。よって郵政省は直ちに支払要綱案を作成し、現地側と折衝したところ、琉球政府より(1)通貨価値の変動を考慮し、一円を

一ドルに換算して支払いを行ない、(2)また琉球政府に対し、取扱事務費を支払われたい旨要望があった。郵政省ではこの要望に対し、種々検討した結果、預金、掛金のほか、昭和二十八年十二月の奄美群島復帰

の月から年五分で計算した金額(民法の遅延利子相当額)から郵便貯金の利子(年三分六厘)を差し引いた金額を見舞金として貯金利子に加えて支払い、琉球政府に対しては諸謝金を支払う方針をとり再び現地側に折衝したが、これに対する直接の回答は未だに得られていない。一方現地においては関係者の早期解決の要望はますます高まり、昨年の総理訪沖の時期にも強く表明されたが、今回琉球政府立法院において「戦前における郵便貯金、年金及び簡易保険等の早期支払に関する要請決議」を全会一致で採決、三月七日立法院議員各派代表四名が上京、国会及び政府機関に陳情を行なった。この際において琉球側はかねてからの主張の一円対一ドルの換算率にはこだわらないとの意思表示があった。

よって政府は関係省庁協議の上前記支払要綱案に更に配慮を加え、戦前の郵便貯金等について終戦時から定額郵便貯金に預け替えられたものと擬制して計算した金額から貯金利子を差し引いた額を見舞金として支払う案により折衝することを考慮している。

(参考)

沖縄住民の郵便貯金等の現在高(昭和四十二年三月末)

種別	口数	金額
郵便貯金	一七四、八七二口	八五、八一九、七六七円
郵便為替	四三二	三一〇、一一四
郵便振替貯金	七二	一〇六、五五三
郵便貯金切手	七三九	一、四七八
保険歳出金	一七〇、九四六	六、三九一、一三一
年金歳出金	一、八〇三	一、一二四、八八九
計	三四八、八六四	九三、七五三、九三二

五、沖縄経済振興懇談会

沖縄経済振興懇談会は、本土経済と沖縄経済の相互理解と一体化の具体策を検討する場として、昨年七月発足し、第一回の会合は、東京商工会議所において、本土側から足立日本商工会議所会頭を始めとする経済界の代表、並びに沖縄側から宮城琉球商工会議所会頭を始めとする経済界代表多数が出席して開かれ、沖縄側から沖縄経済各分野に亘って現況説明を行ない、これに対して本土側と卒直な意見の交換が行なわれた。

また、本年三月には、第二回の会合が沖縄において開かれ、本土側から足立日本商工会議所会頭を団長とする代表団が出席し、沖縄経済界代表との間で沖縄経済の当面する諸問題並びに今後の振興政策等諸懸案について意見の交換を行ない、相互で一層認識を深めるとともに多大な成果をあげた。

主要議題並びに出席者は次のとおりである。

議題

第一回

1. 沖縄経済の現況について
2. 沖縄経済の振興方策について

第二回

1. 砂糖パイン産業の合理化
2. 畜産の振興策

- 3 観光開発
- 4 金融問題
- 5 沖縄経済総合開発に関する長期ビジョンの策定